

第15回行政手続部会終了後記者会見録

1. 日時：平成31年4月11日（木）
2. 場所：中央合同庁舎第4号館12階共用1202会議室

○司会 それでは、第15回「行政手続部会」の記者会見を行いたいと思います。
会見は、内閣府規制改革推進室の谷輪と、もう間もなく来ます石崎が行います。
それでは、お願いいたします。

○谷輪参事官 よろしくお願いいたします。

お手元に資料があると思いますが、本日は「民間事業者によるIT技術を活用した行政手続簡素化等の取組について」ということで、これは「ジーバ・テック社」と読むのですが、ここからヒアリングを行いました。

あと、2点目で、国税・地方税と、地方の書式・様式に関する財務省及び総務省からのヒアリングを行いました。

都合により2番から説明させていただきます、すみません。

資料2-1でございます。

元々行政手続部会で行政手続コストの2割削減ということで取り組んでおりまして、その中に重点分野ということで、許認可とか、社会保険とか、統計調査などがあるのですが、本日は、国税・地方税の取組状況のフォローアップをしたという内容でございます。

具体的には、資料2-2、1ページから順次御覧いただけたらと思いますが、最初は、財務省に対する論点でございますが、国税、後ほど地方税も出てきますけれども、2020年の4月以降に開始する事業年度につき、大法人につきましては電子申告が義務化されます。それに関する取組状況に関する論点でございます。

②のほうは、中小法人につきましては、義務化にはなっておらず、e-Tax、電子申告の利用率が85%以上という目標が掲げられているのですが、それに対する達成される見通しがあるかという論点でございます。

回答を簡単に紹介しますと、①の1段落目ですけれども、対象法人の6割ぐらいに、個別に義務化されますよということの働きかけを行っているということでした。

4段落目ぐらいですと、約9割ぐらいからは理解を得られているという回答が得られているということでした。

次に、3ページに参りまして「国税と地方税の情報連携の推進」でございます。

国税のほうは、e-Taxという仕組みがあって、地方税のほうはeLTAXという電子申告の仕組みがあるのですが、それぞれについて、企業からしてみると、なるべく2回手続をするというのではなく、ワンスオンリーと言っていますが、なるべく一度で済むように取り組んでほしいということでございます。

それで、④のほうだけ紹介いたしますと、例えば「開廃業・異動等に係る提出の電子的提出の一元化」とか「共通入力事務の重複排除」、「財務諸表の提出の一元化」といった取組について、具体的にどうやるのですかということなのですが、例えば、電子的提出の一元化ということだと、e-Tax、国税のほうに提出すれば、それは自動的にeLTAX、地方税の電子申請のほうに自動送信されるようになりますと。

あと「共通入力事務の重複排除」という仕組みがあるのですが、要するにe-Taxのほうに電子的に入力した情報に関しましては、その情報がeLTAXのほうにエクスポートされるということで、2回入力しなくても、言ってみれば、コピーされるような仕組みが導入されていますという回答でございました。

続きまして、6ページですけれども「e-Taxの使い勝手の向上」というところで、確定申告などで、個人の方でもe-Taxを使われると思うのですが、使い勝手の向上ということで、幾つか論点を掲げております。

例えば、1つ目は、元々、今、マイナンバーカードが必要で、その上で、2回ほどID/パスワードを入力する必要があったのですが、それが多少緩和されたと。すみません、7ページです。それで、例えば、マイナンバーカードとICカードリーダーが30年の12月までは必要だったのですが、31年の1月以降は、ID/パスワード方式という別途の方式が導入されて、必ずしもマイナンバーカードが必要ではなくなったと。

その下ですけれども「利用者識別番号とパスワードの入力」とありますが、今までは必要だったものが、31年1月以降に関しては不要になりましたということで、それぞれ簡素化の取組を進めているということでございました。

あと、その下の⑩というところを紹介いたしますと、経済産業省が、今、中心になって法人共通認証基盤という許認可とか、補助金の申請とか、そういうのを含めて1つのIDで手続きできるようにしようという取組が進んでいるのですが、それについて、国税、税の申告に関しても利用の可能性について経済産業省と協議を始めているところという回答がありました。

あと、8ページの⑬のところだと、e-Taxの受付時間というのが、これもまた30年12月と31年1月以降で比較されているのですが、確定申告の期間は24時間やっているのですが、それ以外の時期についても、ここに書いてあるとおり、拡大を進めているところという説明がありました。

資料2-3は、総務省に対する論点でございます。

「電子申告義務化へ向けた取組等」というのは、先ほど、国税に関して申し上げた説明とかなり重複しますので省略いたします。

3ページで、「国税と地方税の情報連携の推進」のところも、基本的に重複しているのですが、4ページの⑤のところを御覧いただきますと、国税のほうだと、連結納税制度といって、親会社と子会社の分を連結して納税するような仕組みがあるのですが、地方税のほうには、連結納税制度というのは導入されていないということで、そう

いう制度上の違いがあって、国税で連結納税した場合でも、地方税の手続の場合には、別途していただく必要があると、そういう制度上の違いによるものだという説明があったりしました。

次は、5ページに参りまして、「地方税の電子納税環境整備・地方税共通納税システムの拡充」という論点でございますが、⑥というのは、固定資産税、償却資産について電子納税の導入に向けた検討を行っているということだったのですが、その他の税目について、共通納税システムの適用拡大はできないのですかという論点でございます。

6ページには、申告税目と賦課税目と、税目で2種類ありまして、賦課税目のほうは、申告に基づいて税額が確定するものではないということで、技術的な困難などがあった説明がありました。

7、8ページに参りまして、これも似たような趣旨の論点でございますが、全ての地方公共団体に対して納税が可能なのですけれども、賦課課税の税目については、そういう申告という行為が最初になかったりすることが主な原因のようなのですけれども、なかなか申告、納税まで結びついて、すぐにはできないという説明がございました。

最後、9、10ページは、⑭、⑮とございますが、書式・様式の統一といたしまして、地方公共団体ごとに何かを申請しようとするときに、書式が異なっていて、それは、ある事業者からしてみると、A市でも事業をやっていますし、B市でも事業をやっているような場合、A市とB市で書式が異なると、事業者にとって負担だということで、書式・様式の統一を進めていきたいと思いますという閣議決定があるのですが、その取組状況についてフォローしたものでございます。

例えば、9ページですと、平成27年に決めた統一書式というのがあるのですけれども、都道府県で約7割、市町村で約5割が使用している、または今後使用することを検討するというような普及状況だったということでした。

10ページ、給与等照会のほうに関しましては、そもそも統一書式というものがなかったもので、それを本年の1月に作成しましたということで、また、普及率について調査を行ってまいりたいという説明がございました。

国税・地方税に関する説明は、以上になります。

○石崎参事官 少々遅れて失礼しました。

それでは、1のほうに戻っていただきまして、資料1を御覧ください。

「民間事業者によるIT技術を活用した行政手続簡素化等の取組」ということで、今回、2回目なのですが、登記の手続を簡単にできるようにするソフトウェア開発をしている会社からヒアリングをしました。

4ページを見ていただければわかりますように、特に法人関係の登記なのですが、赤でありますように、法人の関係の登記、株式会社だけでも年間100万件ぐらい合計であります。そのうち、この会社の場合は、本店、支店の移転の手続に関して、法人登記の必要書類というのを、最低限の入力を行うだけで自動に作成するという会社であります。

何が便利になるかという点、自分で調べながら登記を申請すると、収入印紙代のほかに、
手続書類を調査したりとか、書類を作成、製本したりとか、法務局に事前相談するといっ
たところで、数万円程度の費用が発生するのですけれども、この会社の登記ソフトを使う
と、そういった一連の書類作成が簡易に早くできると、こんなことでございまして、今回、
ヒアリングをしたわけでありまして。

私のほうからは、以上です。

○司会 それでは、質問をお受けしたいと思います。

御質問のある方は、お名前と御所属を言っていただいてから御質問をお願いします。

○記者 時事通信のマツシマと申します。

資料2-3の9、10ページの「書式・様式の統一」のところに関してお伺いしたいので
すけれども、そもそも論なのですけれども、どうして保険の契約の照会と給与照会が必要
なのかというところの説明をお伺いしてもよろしいですか。

○谷輪参事官 保険契約照会のほうは、例えば、生活保護とかでいいと思うのですけれど
も、それを申請してきたときに、Aさんは保険に加入していますか、どうですかというよ
うなことを保険会社に対して照会すると、その様式です。だから、受け取るのは保険会社
が受け取ると。それで、照会を受け取って、保険会社が回答を書くのですけれども、その
ときに書式がばらばらで大変だという話です。

給与のほうも同じですね。銀行などに対して誰その銀行口座の状況などを聞くという
話です。

○記者 そもそもなののですけれども、今回のヒアリングとかで、何か方向性が出たわけ
ではなくて、何か今後こうしますというような方向性が決まったというわけではないとい
うことでよろしいでしょうか。

○谷輪参事官 このページに関して申しますと、元々平成30年6月15日に、こういうこと
をやっていきたいと思いますという閣議決定があったので、それに基づいてちゃんとやっていま
すかということフォローアップしたということです。

○記者 今回のは、会議全体のフォローアップの意味合いが強いという認識でよろしいで
すね。

○谷輪参事官 左様でございます。

○記者 ありがとうございます。

○司会 ほかに御質問は、ございますでしょうか。

○記者 読売新聞のカキヌマと申します。

資料2-2の1ページのところで、もし、わかれば教えていただきたいのですけれども
「電子申請義務化へ向けた取組等」の①の部分で、現時点で、対象法人のうち、既に電子
申告化している企業がどのくらい上っているかみたいな、数字みたいなものというのは報
告があったのですかね。

○谷輪参事官 ①のほうは、相当程度ということだったと思います。

○記者 相当程度、なるほど。

○谷輪参事官 ②のほうを御覧いただくと、前年というのは、つまり平成30年なのですが、80%という数字があります。もちろん80よりは大きい数字だと思います。

○記者 これは、特に進捗状況とかの数字的なものは、特に求めてはいない感じなのですか。

○谷輪参事官 今回はですね。2020年4月に義務化されるのですけれども、それに向かってどういう取組をしていますかということです。

○記者 わかりました。ありがとうございます。

○司会 ほかに御質問は、ございますでしょうか。

特にないようでしたら、これにて第15回「行政手続部会」記者会見を終了いたします。
ありがとうございました。